

平成24年度 人間ドック補助制度

(対象) 検診日において6か月以上皆野町に在住し、次の要件に該当する方

- ①検診日において満30歳以上の国民健康保険に加入している方
- ②後期高齢者医療保険に加入している方
- ③30歳～39歳で加入している健康保険組合に人間ドック補助制度がない方
- ④申請時に国税または後期高齢者医療保険料の滞納がない世帯に属する方

※国民健康保険加入者で特定健康診査を受診する方および後期高齢者医療被保険者で健康診査を受診する方、30歳～39歳で皆野町が実施する若年健診を受診する方は、補助対象外になります。

(補助額) 1人年1回 30,000円以内

(補助方法) ①希望する指定医療機関に予約を入れ、下記窓口申請してください。

町民生活課：国民健康保険および後期高齢者医療保険に加入している方

健康福祉課：30歳～39歳で社会保険に加入している方

- ②皆野町生活習慣病予防健康診査利用券を交付します。
- ③受診当日、指定医療機関に利用券を提出すると、検診料から補助額が差し引かれます。

(指定医療機関一覧)

指定医療機関	住 所	電 話 番 号
あらいクリニック	秩父市本町1-18	25-2711
町立小鹿野中央病院	小鹿野町小鹿野300	72-7510
秩父病院	秩父市和泉町20	22-3023
秩父生協病院	秩父市阿保町1-11	23-1300
秩父第一病院	秩父市中村町2-8-14	25-0311
藤間病院総合健診システム	熊谷市末広2-138	048-524-0146
羽生病院	羽生市上岩瀬551	048-562-3000
皆野病院	皆野町大字皆野2031-1	62-6300

※指定医療機関以外で検診を希望される場合は、お問い合わせください。

問合せ 町民生活課保険年金担当 ☎62-1232
健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233

平成24年度 脳検診(MRIを用いた検診)補助制度

(対象) 検診日において6か月以上皆野町に在住し、次の要件に該当する方

- ①検診日において40歳～69歳で加入している健康保険組合に脳検診補助制度がない方
- ②次に掲げる健診のいずれかを受診している方
 - ・健康保険法に規定する特定健康診査
 - ・人間ドック
- ③申請時に町税の滞納がない世帯に属する方

(補助額) 1人2年に1回 20,000円以内

(補助方法) ①指定医療機関(皆野病院)に予約を入れ、下記窓口申請してください。

- ②皆野町脳検診利用券を交付します。
- ③受診当日、指定医療機関に利用券を提出すると、検診料から補助額が差し引かれます。

※指定医療機関以外で検診を希望される場合は、お問い合わせください。

問合せ 健康福祉課健康づくり担当 ☎62-1233